

東和地域デマンドタクシーについて

デマンドタクシーとは

デマンドタクシーとは、予約制の乗合型タクシーです。ジャンボタクシーでご自宅のできる限り近い場所から運行区域内の目的地まで運行いたします。

利用の登録について

利用にあたっては、事前に利用登録が必要です（裏面）。審査のうえ、後日登録証を郵送いたします。

運賃(使用料)について

大人1回(1乗降)あたり300円、小学生以下は150円です。
保護者同伴の未就学児は無料となります。

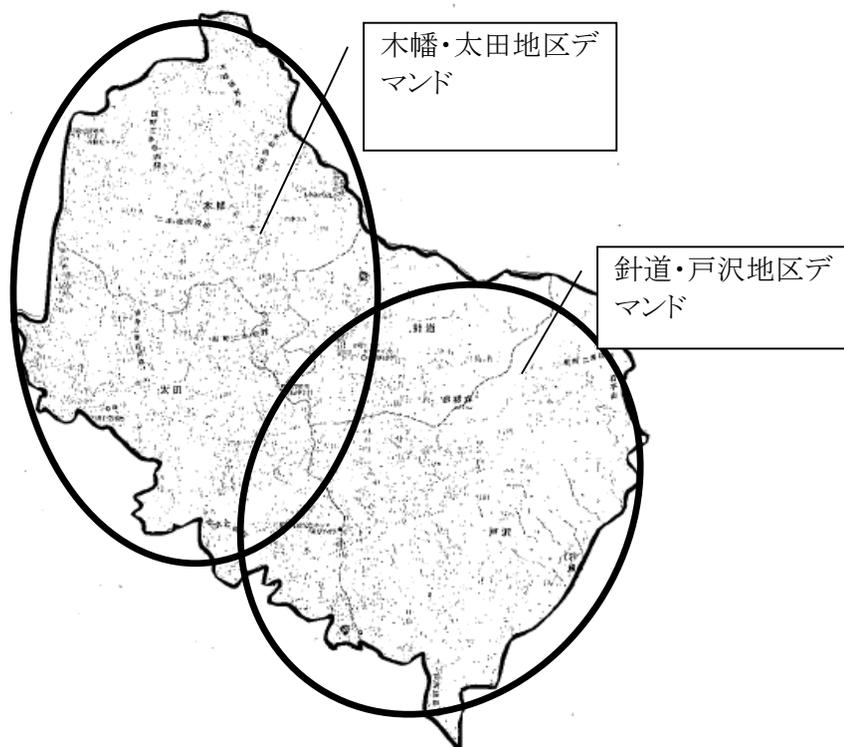
運行区域と運行時刻について

東和地域を木幡・太田地区と針道・戸沢地区の2地区に分けて、

①**木幡・太田地区は、月曜日と木曜日に運行します。**

②**針道・戸沢地区は、火曜日と金曜日に運行します。**

※ただし、祝祭日と12月29日から1月3日までは、運休します。



| 区分 | 運行日及び運行時刻 | |
|-----|-----------|---------|
| | 月曜日・木曜日 | 火曜日・金曜日 |
| | 木幡・太田地区 | 針道・戸沢地区 |
| 第1便 | 8時00分 | |
| 第2便 | 9時30分 | |
| 第3便 | 11時00分 | |
| 第4便 | 14時30分 | |
| 第5便 | 15時30分 | |

※注意点

- ①デマンドタクシーは、それぞれの地区内でだけ乗降車できます。
ただし、木幡・太田地区の運行の場合、東和支所周辺、針道周辺まで運行します。
- ②二本松市内方面に御用の際は、福島交通株路線バスに乗換えとなります。
- ③タクシー会社に委託し運行いたしますが、相乗りのためお待たせする場合がありますので、お急ぎの方は通常のタクシー又はコミュニティバス等をご利用ください。
- ④満員の場合は、時間の変更をお願いすることがあります。

デマンドタクシー利用登録申請書

令和 年 月 日

二本松市長 様

住 所

申請者

氏 名

印

| | | | | | |
|--|------|----------------|--------|----------|-------|
| 住 所 | 二本松市 | | | | |
| フリガナ 氏 名 | | 性別 | 男 女 | 生年 月日 | 年 月 日 |
| 電 話 番 号 | | 携 帯 電 話 番 号 | | | |
| 運転手に知ってもらいたい事項(身体障がい者の場合は障がいの程度等記入してください。) | | | | | |
| この登録情報は、デマンドタクシー利用登録以外に使用いたしません。 | | | | | |

.....キ.....リ.....ト.....リ.....線.....

デマンドタクシーのご利用のしかた

1. まずは、利用登録をしてください。

二本松市民で東和地域にお住まいの方は誰でも登録できます。

上のデマンドタクシー利用登録申請書に必要事項を記入のうえ、お近くの支所又は住民センターまで提出ください。

2. 電話で予約をしてください。

(1) 乗りたい時刻の1時間前(8時30分の便は、前日)までに電話で予約してください。

丸や交通(有) デマンドタクシー予約電話 46-2311

(2) 予約の際に

- ①登録証の番号 ④第何便にのりたいか
- ②お名前 ⑤お迎えの場所
- ③行き先 ⑥乗車人数

についてお知らせください。

コミュニティバスや他の交通機関との連絡がある場合は、その旨をお伝えください。

(できる限りご自宅の近くまで運行しますが、運行できない場合は、乗車場所を伝えます。)

(3) 乗車の際には、運転手に登録証を提示し、運賃をお支払ってください。

(4) お帰りの際のお迎えの場所は、公共施設や、商店、コミュニティバスのバス停などわかりやすい場所をお願いいたします。

| | | |
|------------------|-------------------------|--------------------------|
| お問い合わせ 二本松市役所 | 秘書政策課総合政策係 東和支所地域振興課 | 電話 55-5090 電話 66-2490 |
|------------------|-------------------------|--------------------------|